

構成員提出資料

坂崎構成員提出資料

第6回 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

～保育士の確保と資質向上等について [意見]～

(福)日本保育協会 坂崎

P4 対応案① [保育士の人材確保・定着支援]について

<②就業者への定着>

「特に人口減少地域等では～」の記述は、最重要課題。

<③離職者の再就職支援>

「保育士の処遇改善」は、早期に実現する必要がある。

「保育士確保策の検討」も、「待機児童解消(都市部)」から「人口減少地域(地理的特性も含めて)」へと転換する必要がある。

上記を踏まえた、人口減少地域における論点としては次のとおり。

① 給与・働き方・多職種参加

保育士以外の「他の資格等を持つ福祉・保健人材の活用」、「活用する場合の仕組みの構築」が必要である。

最早、人口減少地域では「給与」「働き方」「多職種参加」の3点セットは、不可避と考える。

その他にも、

- ・給与面のマイナス部分の補填

- ・園児数減少による保育士等の減少に伴う休暇取得の困難さ

など、「人口減少地域ならではの困難さ」がある。

このような問題の積み重ねが、保育等の定着に繋がっていない要因になっている。

給与面での保障と共に、保育士等及びこれらの地域の保育所等の確保の為の仕組みは早急に必要である。

また、現状の保育時間を成立させるためにも※多職種参加は、待ったなしの状況である。

※ 多職種の定義付けが必要であり、別途検討する必要あり。

その際には、「こども食堂」(子どもの貧困対策)や「障害児対応」(発達支援策)の導入・協同も視野に入れるべきである。

P12 対応案②[資質の向上]について

人口減少地域におけるオンライン研修の功績は大である。

保育の質を高める観点の記述で、「ノンコンタクトタイムの確保」や「保育士 どうしで共有する機会の確保」については重要である。

そのためには、定数や働き方の見直しを行わないと実現できない。

また、地域の子育て支援は重要だが、現行の短期大学課程での充実(延長線) については一部疑問を持っている。現行で充実させるには内容的にも非常に 厳しいのではないかと思料する。

一般的な問題ではあるが、

自己評価ガイドラインにおいて、保育所自体が評価の充実を図ってきていることは衆知の事実である。

施設類型において幼児教育の評価に違いがあり、必須として揃える必要はないのではないか。

保育所にも施設関係者評価や公開保育等の門戸を開くべきである。

これらが、質の向上の一翼を担っていることは事実であり、その仕組みの導入を保育所でも検討すべきである。

現行の要領や指針を核施設の解説書にして、ナショナルカリキュラムと 言うべき乳幼児期の要領・指針の一本化を望みたい。

また、平成 27 年度から出現した保育教諭の位置づけなど、養成課程やリカレント教育などを検討する時期に来ている。

更に、保育者の給与面など、公定価格にかかわるが保育教諭等の給与体系などについても検討する時期であると考える。

現行の公定価格設定上、保育士の給与表の適用は福祉職俸給表、幼稚園 教諭は教育職俸給表であると思うが、かつて保育士(保母)と幼稚園教諭との給与格差是正(特別給与改善費の算入)を図っていた。

平成 12 年の福祉職俸給表の創設により、保育士については専門職としての一定の評価はなされたが、認定こども園制度の普及や保育教諭といった時代に相応しい給与体系の在り方も検討する時期に来ているのではないか。

P30～[保育士登録制度の厳格化]について

先行している教育職員等による法制度を踏まえて検討していくことになると思うが、資格で網にかける制度であり、教職員や保育士以外の職種や関係者の範囲をどうするのか、複数資格のある場合にどうするのか、何よりも「被害者である子どものケア」も併せて考えるべきではないか。

わいせつ行為に拘わらず、犯罪行為、信用失墜、秘密保持違反など厳密に 進めるべきであろう。

その他 前述したが

現行の公定価格の療育支援の金額の増加は必須である。

このような人材に対して、キャリアアップ研修と同様の障害児や子育て支援に対する国レベルの研修は必要。

遠山構成員提出資料

相模原市の人材確保・定着・育成事業

- 施設型給付費に加え、本市独自の処遇向上のための加算
（月額21,000円）
- かながわ保育士・保育所支援センター事業
→神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、本市で共同運営
- 保育士等就職支援コーディネーターの配置
→本市就職支援センター内に配置
- 保育士宿舍借上げ支援事業
- 保育士修学資金貸付事業、潜在保育士再就職支援事業
- 全ての教育・保育施設に勤務する職員を対象とした「保育者ステップアップ研修」の実施

開構成員提出資料

第6回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会資料

<<提案>>

- ① 地域で担う子ども・子育てに求められる機能（全体）と地域における保育所の役割（個）を整理して考える
- ② 転換期だからこそ、優先順位をつける 待機児童対策（量的拡大）から質的向上への転換（まずは在園児保育、子育て支援への集中）→できる園から地域へ
- ③ 保育所の中で、保育士とそれ以外の資格免許をもつ職員との専門性の違いを整理する
- ④ 専門性に関する境界領域の資格免許に関して、保育士だけが学びを拡充（一方的）ではなく、他資格免許が乳幼児期の教育、保育、子育て支援に関する学びを拡充する 互いの歩み寄り（双方向的）

<保育所の機能>

地域で担う子ども・子育てに求められる機能を整理 → 一体的に相談支援等を行う機能を有する機関がハブ

- ※課題：福祉と教育分野の一体的運営 教育委員会、学校等の教育機関との連携の位置づけ
 学校教育（乳幼児期、保育、福祉の軽視状態の解消）学校適応中心、家庭科等における保育の軽視
 → 小学校、中学校・高等学校教諭免許状における保育・福祉学習の必修化 将来の保護者の健全育成
 社会教育（子育て家庭以外の市民、世代間子育てギャップの解消）保護者以外の児童健全育成意識向上
 ※虐待、貧困等の問題がなぜ起きているのか、増大しているのか 根本原因、予防策を考えるべき
根本原因を放置し、問題が起きてから子育てが困難な家庭に支援するのは対症療法、保育所の多機能集約化では解決できない。

地域における保育所の役割 保育所だけが担うべきか？保育所のほうがやりやすいのか？

保育所として共通して残す核となる機能の明確化、量的拡大から質的向上へ 初めて本腰で取り組める

○ 入所する子どもの保育 子どもの最善の利益、福祉を積極的に増進、最もふさわしい生活の場

※待機児童対策時代（認可・認可外保育所の乱立、保育士の大量採用）→質的確保の困難

人口減少時代（経営困難施設の撤退（求められる多機能集約化、専門性の向上に耐えられない所から始まると予想、人口減少地区における予算、体制、体力の問題）

耐えられず保育所等数の淘汰 → 地域における保育所の核となる機能の不全状態、保育所が保育所たる所以を放棄すると、子ども、保護者が一番困る

○ 入所する子どもの保護者に対する指導

保育に関する指導が基本 → DV、貧困等の問題について気付く、寄り添う役割

○ 地域の子育て家庭に対する支援

保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲で、情報提供と相談及び助言

- ・ 主任級、ベテラン級の保育士が実質いない（乱立した保育所等の経験年数の問題）、存在しても地域の子育て支援をメインとすると、園をマネジメントする者が不在、入所する子どもの保育、入所する保護者に対する指導がおろそかになる 保育所の核となる機能の喪失

→ もし、実施するとすれば、主任とは別に、最低でも3歳未満児で一人、3歳以上児で一人以上の地域子育て支援専任保育士が必要

- ・ 保育所が求められる機能を全て保育士だけで担うと考えるのは不可能

→ 相談援助機能をメインで担うとすれば社会福祉士、医療的ケアを担うとすれば看護師等

- もし、多機能集約化を選ぶ施設があれば、社会福祉士、看護師、保健師等の必置、予算化が必要

全てを担えるとするのではなく、自園の強みはソーシャルワーク、医療的ケア等選択できるようにする

- ・ 保育所につなげることのみを目的、ゴールとしない

マイ保育園制度で子育て家庭と全てとつながることができるわけではない。登録していない、登録したくない、登録に必要性を感じていない家庭の存在、登録しても活用していない家庭。マイ保育園登録した所に必ず入所できるわけではない。メリット、デメリット、インセンティブ。一時預かりとは別。

子ども、子育てにとって多様な場、豊かな場があることのよさ。

☆地域・園の実情に応じ選択 保育所の核となる役割の質的向上がなされている保育所が中心、認定こども園化も視野。質向上が優先の園と多機能選択化に取り組める園と分類
多機能集約化（全部そろいますよ） → 保育の質向上（基礎・土台）＋多機能選択化（強みを生かす）

<保育所の保育士の役割>

保育士の専門性

(1) 保育士に求められる専門性の特徴

①総合性

乳児期の教育（家庭・地域）＋幼児期の教育（家庭・地域・学校）＋保育（養護と教育の一体性）＋福祉（ソーシャルワーク）

幅広く知識がある、できることが求められるが、どこまでが範囲か、安易に片手間でできない。

養成課程の問題（4年制大学、2年制短大・専門）、得意・不得意、経験不足等の課題。

※子どもと生活を共にしながら求められることに全て答えるのは無理。

※絶えず、様々な立場から追加変更された保育士養成課程

児童福祉施設職員として、福祉分野から「相談援助」「ソーシャルワーク」

乳幼児期の子どもを対象とした医療的側面として、「乳児保育」、「保健」、「栄養」、「医療的ケア」、「障害」

幼児期の学校教育として、「保育内容」

小学校以降の学校教育への接続として、「アプローチ」、「スタート」、「接続期カリキュラム」、「プレスクール」

基本的に小学校教員等は小学校教育に専念できるように働き方改革が進んでいるのに、なぜか置き去りにされる「保育士」。求められる専門性はものすごく高く多くなっているが、保育士を目指す学生は少子化で減少し、今後益々目指す者は少なくなることが予想される。ここに大きなギャップがある。

もし、保育士養成課程に、現在論議されているような専門性を追加していくとすると、2年制の短期大学・専門学校では対処できないことは明白。4年制大学でも全ての科目、担当教員を用意することは人口減少が進む地方ほど不可能。長期的には、保育士養成校が地域に無くなり、保育士を目指す学生自体がいなくなるか、都市部に流出する。地域の保育所で保育士として働く者がいなくなる。短中期的には都市部はまだ待機児童対策が続いており地方の保育士養成校卒業生を都市部のイメージ、好待遇をインセンティブに確保し、地方は少子化が進み保育士が足りるはずなのに、少人数の募集にも応募0の状態が続いている。給料がUPすることで解決される問題ではなく、保育士という資格、役割に求める内容が過大すぎるものが最大の根本原因である。

→ 本当に専門性を求めるなら、以下の論議が必要となる。

1) 2年制短期大学・専門学校での保育士養成・幼稚園教諭2種免許課程は、待機児童対策で大量採用が必要な時期までとする。その後は4年制大学でのみ養成とするか、基礎保育士（2年養成課程）、上級・専門保育士養成課程（4年養成課程）と分ける。

2) 現状の保育士養成課程に微調整で追加するとすれば、必修領域ではなく、選択領域に縛りをかけ、「相談援助関連の応用科目」、「医療的ケアに関する応用科目」、「小学校接続に関する応用科目」等の中から1科目以上開設、1科目以上履修等とする。

※相談援助、医療的ケア等をICT活用で科目開設するのは無理である。知識だけでなく演習が必須であり、また、専門的な知見・経験がある教員による丁寧で継続的な指導が必要となる。

※現場に出てからこの力をつけようとする、研修が必要となるが、キャリアアップ研修だけで手いっぱい状態である。もし、余剰となる保育士に研修を受けることを課していくと、学び続ける意識が高い保育士が心身ともに疲弊し、退職する保育士が大量に出る可能性が大きいと考える。

3) 社会福祉士・看護師等の養成課程及び研修等で乳幼児期、子育てに関する内容を扱う

今回保育士に求められる地域における役割は、元々専門職がいるはずである。しかし、乳幼児期ではなく高齢者福祉、障害者福祉、医療現場等に活躍の場が限られているのが現状ではないか。乳幼児期、子育て支援に関わる学びを取り入れ、関わりたいという者を増やし、地域における保育所の役割を担う人材とすべきである。

他施設に就職した場合との給料格差についても、是正する余地があるであろう。

②生活と遊びの専門家（核1）

子どもと共に生活する者、子どもに生活する力を育てる者、遊びの援助（発達、興味・関心を踏まえた学び）

③一緒になって子育てするパートナー、悩み考えてくれる身近な存在（核2）

身近な相談相手。近所の子育て仲間（一緒になって子育てをする人）、医師等の専門的知識・技術を与えてくれるというより不安を聞いてくれる、悩みに寄り添ってくれる、一緒になって迷ってくれる、だから一人じゃない、心強い、嬉しい存在。「困ったね～、一緒に考えてみよ、ちょっと知り合いの専門家に聞いてみよっか？的な存在」
これを、好き嫌い等ではなく、必要に応じてできることが専門性

児童福祉法

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、a 専門的知識及び技術をもつて、b 児童の保育及び c 児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

<<提案>>

- ・児童の保護者に対する保育に関する指導の対象を、将来児童の保護者になることが見込まれる者に拡充
- ・児童の保護者に対する保育に関する指導 → 児童の保護者に対する保育に関する支援

a 専門的知識及び技術の内容（保育所保育指針解説より）

※乳幼児の発達支援から保護者支援まで 縦・横・ななめが求められている

※本来、他資格免許の専門家が強みをもつ知識及び技術も求められている

○子どもに何を育てるか 木を見る目（一人、一人一人）

- | |
|---|
| <p>①これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する知識及び技術
社会に求められる資質 資質・能力、コンピテンシー 小学校～高等学校教諭（子ども期に何を育てるか、地域、社会、学校との関係性）
乳児期の発達 <u>看護師、保健師</u>の強み
幼児期の発達 <u>幼稚園教諭</u>との重なり</p> <p>②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識及び技術
地域生活 地縁・血縁 自立と共助 市民生活 地域住民、まちづくり、行政がメイン
家庭生活 一人（自身の子ども） 家庭生活 家庭養育 保護者がメイン 昔：兄弟姉妹、今：一人
園生活 一人一人 家庭的生活から子ども集団の園生活まで</p> |
|---|

○どのように育てるか 主体的・対話的で深い学び

- | |
|---|
| <p>③保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識及び技術
幼稚園教諭との重なり 環境を通して 環境との相互作用 乳幼児期の発達の特徴</p> <p>④子どもの経験や興味や関心に応じて、<u>様々な遊びを豊かに展開</u>していくための知識及び技術
<u>幼稚園教諭</u>との重なり 遊びを通して 主体性</p> |
|---|

○つながり ネットワークづくり、森を見る目

- ⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく 関係構築の知識及び技術
- ⑥保護者等への相談、助言に関する知識及び技術

気付く役割	保育士がメイン	個の些細な変化に気付く、アセスメント
寄り添う役割	保育士がメイン	共に子育てをするパートナー
つなぐ役割	社会福祉士（児童福祉司）がメイン	どことどうつながるか専門的判断 ネットワークづくり
継続する役割	社会福祉士（児童福祉司）がメイン	どことどうつながるか専門的判断 ネットワークづくり

②保育所以外の施設・事業又は保育士以外の資格・免許における専門性の評価

1) 保育士+αを求める 保育士の知識及び技術に他資格免許の知識及び技術を追加

☆一定の要件の下で保育士を配置できる

キーワード 生活と遊び（保育士の知識及び技術）

+医療、小学校以降の児童の発達、ソーシャルワーク等の知識及び技術

- 乳児院（看護師に変えて可） 看護師メインと考えられる ※医療的知識及び技術
- 放課後児童クラブ（+研修で放課後児童支援員） ※小学校以降の児童に関する知識及び技術
- 児童厚生施設（児童の遊びを指導する者可） ※小学校以降の児童に関する知識及び技術
- 母子生活支援施設（母子指導員可） ※母子の生活、自立支援
- 児童自立支援施設（児童生活支援員可） ※児童の生活、学業、アフターケア
- 児童家庭支援センター（必置職員条件該当）※社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士
- 養育支援訪問事業（専門的相談支援員可） ※保健師、助産師等

2) 保育士の知識及び技術そのものを求める

☆保育士の配置を必置

児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設

キーワード 日常生活、社会生活

- ・保育士必置の理由として考えられること
- 「児童」を対象としていること
- 「生活」していく力の援助を目指していること

境界領域（複数の分野にまたがる学問分野）

教育 教育内容を中心とした学校教育制度（小学校教諭（初等教育）との境界）

集団（クラス）を中心とした学校教育制度（幼稚園教諭との境界）

個を中心とした学校教育制度（特別支援学校教諭との境界）

発達 乳児期～幼児期の発達

乳児期 看護師、保健師との境界 医療的な知識及び技術

個を中心とした療育 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）

集団を中心としたインクルーシブ

福祉 介護福祉士との境界 ケアワーク

社会福祉士との境界 ソーシャルワーク

森田構成員提出資料

第6回 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 提出資料

全国保育協議会 副会長 森田信司

保育士等の専門性、保育内容の社会的な発信について

全国保育協議会の内部組織である全国保育士会では、下記目的を達成すべく、保育士資格が国家資格となった11月29日の前後1週間（11月22日～12月6日の期間）を目途に、全国保育士会会員が所属する保育所・認定こども園等において、保護者や地域社会に向けたPRポスターを一斉に掲出している（平成24年度から）。

ポスター掲出の目的

子どもの育ちを支える保育の内容や保育士・保育教諭の専門性が必ずしも保護者や地域の方がたから十分に理解されていない状況に鑑み、一人ひとりの子どもの豊かな育ちを支え、すべての子どもに養護と教育を一体的に提供してきた保育の重要性と社会的役割を保護者や地域社会に発信し、社会全体で子どもを育てる基盤づくりの取り組みをすすめていこうとするもの。

ヨコ型ポスター（令和2年度版）



タテ型ポスター（令和2年度版）

